

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

施設名称:和光学園	種別:児童養護施設
代表者(職名) 氏名:園長 鈴木美津子	定員・利用人数: 50名 44名
所在地:岩手県盛岡市青山一丁目 25 番 2 号	
TEL:019-647-2143	ホームページ: http://www.iwate-fukushi.or.jp/shisetu/wakou/index.html

【施設・事業所の概要】

開設年月日:昭和 26 年 3 月 31 日

経営法人・設置主体(法人名・理事長名等):岩手県社会福祉事業団

職員数	常勤(正規)職員: 10名	非常勤(非正規)職員: 13名
専門職員	(専門職の名称: 名)	
	園長 1名	児童指導員 3名
	副園長兼庶務係長 1名	保育士 7名
	業務係長 1名	学習児童員 1名
	主任保育士 1名	栄養士 1名
	児童指導員 6名	看護師 1名
施設・設備の概要	(居室名・定員: 室)	(設備等)
	幼児居室・10名: 2室	食堂
	小学生居室・4名: 5室	学習室兼図書館
	小学生居室・2名: 1室	集会室県会議室
	小学生居室・1名: 1室	娯楽室
	中学生居室・2名: 3室	浴室
	中学生居室・1名: 3室	体育館
		面接室兼心理室
		医務静養室

③理念・基本方針

経営理念

岩手県社会福祉事業団は、ご利用のお客様の人間の尊厳の保持を旨として、お客様の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、地域福祉を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら、その人らしく共に生きる豊かな社会の実現に貢献します。

経営方針

和光学園においては、「児童福祉法」「児童憲章」並びに「児童の権利に関する条約」の基本理念

を踏まえ、児童の最善の利益を実現するために、児童の権利を擁護し、児童の自立に向けた個々の支援計画を策定し、一人ひとりの児童が、個性豊かでたくましく、思いやりのある人間として育ち、自立した社会人として生きていくことができるよう、「こころ（精神）」「からだ（体力）」「気持ち（社会性）」を養い、支援していきます。

また、心理的ケアを要する児童が多い現実を踏まえ、専門職員の配置や個別的な支援を充実させるとともに、関係機関と連携しながら児童の健やかな育ちを支えていきます。

更には、自立援助ホーム「ステップ」の経営により、児童養護施設等退所児童等が、自立した生活ができるよう支援します。

④施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

- ・児童の一時預かり
- ・子育て支援相談
- ・ショートステイ事業
- ・トワイライト事業・休日預かり

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 6 月 23 日（契約日）～ 平成 28 年 11 月 14 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	4 回（平成 25 年度）

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

○ 中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画の策定

法人の中長期経営基本計画（平成 23 年度～平成 32 年度）が策定されている。この中長期経営計画は、平成 27 年度の中間見直しを行い、新たに法人・各事業所施設の取り巻く環境や動向が分析され、「岩手県社会福祉事業団後期実施計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）として策定されている。この法人の中長期経営基本計画の重点目標と重点項目に沿って、当施設の中長期経営計画が策定されている。

法人と同様に中間見直し（平成 23 年度～平成 27 年度）を行い当施設の後期実施計画が策定されている。具体的な数値目標として、家庭的養護の推進、施設の小規模化に向けた定員の削減数の推移、経営改善実施計画として、収支見込みが数値化され示されている。

◇ 改善が求められる点

○ 施設としての理念、基本方針の明文化

法人の理念と基本方針は、「経営理念」「経営基本方針」（行動指針）として明文化されている。施設の基本方針は、平成 28 年度事業計画において「経営方針」として、児童福祉法や子どもの権利条約等を踏まえ明示されている。施設の理念は、法人の理念である「ご利用者様の人間の尊厳の保持を旨として、お客様の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、地域福祉を推進し、…ともに生きる豊かな社会の実現に貢献する」を子どもに置き換えていることが説明された。

社会的養護施設は、施設の理念として、運営指針を踏まえ、子どもの権利や家庭的養護の推進の視点、施設の使命や方向、考えが反映されることが求められることから、施設としての理念の整備が求められる。

⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

(1) 施設のコメント

今回の受審では、平成23年度に法人全体及び当園で策定した中長期経営基本計画を見直し、具体的な数値目標や経営改善計画を定め取り組んでいることについて、評価をいただきました。

当園は、開設以来、法人理念を土台としながら、児童福祉法及び児童憲章の理念に基づき、「社会で自立できるための強いこころ・からだ・きもちを養う」ことを養育方針としてまいりましたが、今回、方針だけでなく、法人唯一の児童養護施設として独自の理念を整備することについて、助言をいただきました。評価基準が変わってから、初めての受審になりますが、改めて、ガイドラインで求められている内容の理解を深め、助言をいただいた点も含め、再考し改善を図ってまいります。

家庭的養護の推進が求められている中、大舎制の当園の環境において、どのような養育を行えば子どもたちの最善の利益につながるのか考えながら、施設運営の質の向上を図る取組みを実践していきたいと思っております。

(2) 法人のコメント

当法人では、経営理念の実現に向けて、中長期経営基本計画を策定し、経営基盤の確立・強化と地域福祉の向上に資する質の高いサービス提供に努めています。

今年度は、当法人内の5つの施設が福祉サービス第三者評価を受審いたしましたが、各施設において、法人が策定した計画に基づき数値目標を掲げ、具体的な取り組みを行っている点、組織的な計画・改善が行われている点等について高い評価をいただきました。今後も社会情勢の変化や事業の進捗に応じた軌道修正を行いながら、職員個々の力を結集し、地域の誇りとなりうるよう進んでいきたいと思います。

一方、老朽化が進む施設においては、トイレや浴室・脱衣室が利用者の身体状況に応じた設備や快適性に欠く環境にあるとのご指摘がありました。抜本的な改修工事には時間を要しますが、できる限りの工夫を重ね、利用者の安全・安心を確保し、快適に過ごしていただける環境の整備に引き続き努めてまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果【和光学園】

評価対象! 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
<input type="checkbox"/> 1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
評価者コメント1 法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 法人の理念と基本方針は、「経営理念」「経営基本方針」(行動指針)として明文化されている。施設の基本方針は、平成28年度事業計画において「経営方針」として、児童福祉法や子どもの権利条約等を踏まえ明示されている。施設の理念は、法人の理念である「ご利用者様の人間の尊厳の保持を旨として、お客様の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、地域福祉を推進し、…ともに生きる豊かな社会の実現に貢献する」を子どもに置き換えていることが説明された。社会的養護施設は、施設の理念として、運営指針を踏まえ、子どもの権利や家庭的養護の推進の視点、施設の使命や方向、考えが反映されることが求められることから、施設としての理念の整備が求められる。		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
<input type="checkbox"/> 2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
評価者コメント2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 第三者評価・事業所のプロフィールの経営に影響を与えると考えられる事業環境の変化において、「要保護児童の推移や構成について把握していくところがあり、今後の経営を考える上で不確定要素がある」と記されているが、社会的養護関係の福祉事業の動向は、県の家庭的養護推進計画策定の参考のものとともに捉えられ、施設の小規模化に向けた整備においても県内の他の児童養護施設の建替・整備の動向を考慮し、当施設の厳しい状況が把握されている。施設経営の分析は、法人の経営会議の参加や法人が定めた年度毎の経営分析結果報告書の様式(決算の概要、経営の現状分析、経営努力とその結果、収益・費用に係る年度の特殊要因)に沿って取り組まれている。また、分析に基づいて法人の今後5か年の経営改善実施計画が策定されている。		
<input type="checkbox"/> 3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
評価者コメント3 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題は、法人の経営会議の参加や法人が定めた年度毎の経営分析結果報告書の様式(決算の概要、経営の現状分析、経営努力とその結果、収益・費用に係る年度の特殊要因)に沿って取り組まれている。当施設の家庭的養護推進計画において、小規模化に向けた「取り組みを進めるに当たり改善が必要な事項」として明示されている。小規模化においては、県との具体的な協議が取り組まれている。中長期計画の中間見直し(平成23年度～平成27年度)において、成果と課題として課題を明示している。これらの課題は、経営会議や職員会議に話し合われ共有されている。		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
<input type="checkbox"/> 4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
評価者コメント4 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。 法人の中長期経営基本計画(平成23年度～平成32年度)が策定されている。この中長期経営計画は、平成27年度の中間見直しを行い、新たに法人・各事業所施設の取り巻く環境や動向が分析され、「岩手県社会福祉事業団後期実施計画」(平成28年度～平成32年度)として策定されている。この法人の中長期経営基本計画の重点目標と重点項目に沿って、当施設の中長期経営計画が策定されている。法人と同様に中間見直し(平成23年度～平成27年度)を行い当施設の後期実施計画が策定されている。具体的な数値目標として、家庭的養護の推進、施設の小規模化に向けた定員の削減数の推移、経営改善実施計画として、収支見込みが数値化され示されている。		

<input type="checkbox"/> 5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
評価者コメント5 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。 単年度の計画は、中長期経営計画の中間見直し、平成27年度「業務反省」の取組、年度途中のPM(プロセスマネジメント)シートの作成の取組を踏まえて、中長期経営基本計画の重点目標と重点項目に沿って、当該年度の主たる事業内容と数値目標を掲げ策定されている。また、施設の事業の重点事項として、1児童の権利を擁護し、児童の健やかな育ちを支える、2家庭的養護を里親支援を推進する、3地域福祉の充実に推進する、4職員の養育力を高めるを示している。		
<input type="checkbox"/> I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果	
<input type="checkbox"/> 6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
評価者コメント6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 事業計画の見直し策定における職員の参画は、「業務反省」の取組、年度途中のPM(プロセスマネジメント)シートの作成の取組を通して行われている。職員会議において、職員への周知と理解への取組がなされている。さらに計画の進捗状況については、役付会議、職員会議で定期的に報告・確認するなど、継続的な取組を行っている。		
<input type="checkbox"/> 7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
評価者コメント7 事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。 子どもへの事業計画の周知や内容理解については、児童用の事業計画を作成し、年度初めの児童集会に合わせて周知している。児童用に作成した事業計画は、職員が確認する内容と同じであり、小学生低学年に向けには全てひらばなで表記し、それ以上の学年には漢字にルビをふる工夫はされているが、内容を理解させる表記にはなっていない。発達段階に応じて理解できる表現の工夫が求められる。保護者には、和光通信「げんきっ子」を通じて、当年度の運営にあたって園長の記した文面が掲載されているにとどまっている。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

<input type="checkbox"/> I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果	
<input type="checkbox"/> 8 I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	
評価者コメント8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。 社会的養護施設の第三者評価受審の義務化に伴い、3年前に受審し自己評価は毎年度実施している。当施設の第三者評価受審の仕組みは、法人が定めた「サービス改善実施計画」の様式により、評価結果に基づく課題、改善計画、改善方法、改善実施結果等の項目で整理される仕組みになっている。当施設の実際の自己評価は、職員を任意のグループに分けて実施し、副園長がとりまとめ様式に記載し、役付会議で確認している。毎年度自己評価は行われているが、自己評価の方法や評価結果のとりまとめ、分析や検討を行う場が定められていないことから、自己評価や第三者評価受審のための施設としての要綱や手順を定めることが望まれる。		
<input type="checkbox"/> 9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	
評価者コメント9 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。 当施設の第三者評価受審の仕組みは、法人が定めた「サービス改善実施計画」の様式により、評価結果に基づく課題、改善計画、改善方法、改善実施結果等の項目で整理される仕組みになっている。当施設では、職員を任意のグループに分けて自己評価を実施し、副園長がとりまとめ様式に記載し、役付会議で確認している。毎年度自己評価は行われているが、評価結果からの課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みが不明確であることから、施設としての要綱や手順を定めることが望まれる。		

評価対象II 組織の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ		
<input type="checkbox"/> II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者評価結果	
<input type="checkbox"/> 10 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	
評価者コメント10 園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 園長の業務分掌は事務分担表に明記し、被災時における代行者は文章で明示されている。機関紙である和光通信「げんきっ子」には、園長としての考え方や思いを書面にしている。毎月の職員会議では、園長としての施設の運営に関するこども養育の考え方を書面で記して職員に配布している。社会的養護関係施設の大きな課題である家庭的養育の推進やケアの小規模化の取組においては、県内の動向を踏まえた上で、当施設の役割についても自覚している。		

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
評価者コメント11 園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。 園長は、児童福祉関係の各種会議・研修会等へ出席し、社会的養護に関する法・制度動向の情報把握に努めている。組織として遵守が求められる基本的な関係法令・規程等は、法人本部でリスト化されている。また、毎月のコンプライアンス委員会において、遵守すべき法令等を把握し取組を確認している。コンプライアンス委員会で確認された内容は、毎月の職員会議で職員に説明し、周知する取組を行っている。		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果	
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
評価者コメント12 園長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。 園長は、経営会議、サービス向上委員会、小規模推進化委員会、虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会、安全委員会、メンタルヘルス委員会等の体制を整備し、積極的に参画している。施設運営や養育・支援の状況について、年度途中のPM(プロセスマネジメント)シート作成の取組を通して、進捗状況の確認が行われている。社会的養護施設の施設長研修等にも参加し、園長としての責任を担保している。また、法人の業務改善計画や職員提案の取組を積極的に進めている。		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
評価者コメント13 園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。 園長は、法人及び施設の中長期計画及び年度事業計画を基に、年度途中のPM(プロセスマネジメント)シートの取組を通して、事業の進歩状況を把握分析している。また、定期的な役員会議において、施設運営に関する経営上の課題の共有化と対応すべきことを確認する取組を行っている。社会的養護の課題である小規模化、家庭的養護において、当施設の県内における役割、職員の確保と育成等について、自らもその活動に積極的に参画している。		
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果	
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
評価者コメント14 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。 法人の中長期経営基本計画の重点目標と重点項目に「人材育成と働きがいのある職場づくり」を掲げ、「期待する職員像」、「人材の確保」、「人材の育成」、「働きがいのある職場づくり」を明示している。施設の年度実施計画においても、事業の重点項目の一つとして「4職員の養育力を高める」を明示し、愛着障害などの専門的な知識の必要性を示している。法人全体として、目標管理制度・人事考課制度・教育研修制度の三本柱を基に、総合的な人材育成プログラムを構築し、個別に人材育成計画づくりを具体的に推進している。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
評価者コメント15 総合的な人事管理を実施している。 法人の【期待する職員像】は、「優しい心、高い専門性、強い責任と自制心を持ち、向上発展する職員」と明示され、この下位にさらに具体的な内容が明示されている。法人としての総合的な人事管理は、「事業団人事考課実施要領」、「事業団教育研修制度実施要領」、「事業団職員目標管理制度実施要領」において各施設で取り組まれている。さらに園長による目標管理面接を定期的に実施し、個々の職員の意向や意見の把握も行われている。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果	
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
評価者コメント16 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 職員の有給休暇、時間外労働、病気療養等の勤務実績記録は、施設として定期的に確認している。有給休暇の取得状況は、職員平均数日間と低い状況となっている。職員の心身の健康と安全確保の取組は、「事業団職員安全管理規定」において、組織や安全管理、衛生管理の内容が整備されている。法人として、メンタルヘルスやストレスチェックの取組を行っている。個々の職員の就業に関する意向や意見・将来の目標等については、定期的な園長面談を通して取り組まれている。社会的養護関係施設の専門性を有する人材確保が難しい状況もあるが、年次有給休暇の取得が極めて低い状況にあることから、今後は、ワーク・ライフ・バランスに配慮した一層の取組が望まれる。		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
評価者コメント17 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。 法人の中長期経営基本計画の重点目標と重点項目に「人材育成と働きがいのある職場づくり」を掲げ、「期待する職員像」、「人材の確保」、「人材の育成」、「働きがいのある職場づくり」を明示している。法人の【期待する職員像】は、「優しい心、高い専門性、強い責任と自制心を持ち、向上発展する職員」と明示され、この下位にさらに具体的な内容が明示されている。法人として「事業団職員目標管理制度実施要領」を策定し、臨時職員を含めて一人ひとりの目標項目、目標水準、目標期限を示して取り組んでいる。園長による定期的な目標管理面接を実施し、個々の職員の意向や意見の把握も行われている。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
評価者コメント18 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 法人の中長期経営基本計画の重点目標と重点項目に「人材育成と働きがいのある職場づくり」を掲げ、「期待する職員像」、「人材の確保」、「人材の育成」、「働きがいのある職場づくり」を明示している。「人材の育成」においては、「教育研修制度」の中に「個別入材育成計画」が図式化され、法人本部所管研修、施設所管研修、自己啓発研修の枠組みで職制別に取り組む仕組みとなっている。計画には、「奨励する主な専門研修や専門資格」を明示している。法人として「事業団教育研修制度実施要領」を策定し、個別入材育成計画に基づいて、職員の教育・研修が実施されている。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
評価者コメント19 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。 個々の職員の教育・研修の仕組みは、「事業団目標管理制度実施要領」と「事業団教育研修制度実施要領」において整備されている。さらに、教育研修制度の個別入材育成計画と目標管理制度の目標管理において、個別の職員の具体的な教育・研修が取り組まれている。個々の職員の資格取得状況が把握され、年間の社会福祉研修予定として具体的な研修名と参加職員が明示され、職員一人ひとりが教育・研修の場に参加できるように配慮されている。		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
評価者コメント20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムを用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢の明文化は、法人の中長期経営基本計画の「人材確保・育成と働きがいのある職場づくり」の項目の「養成校、関係団体との連携」において、人材確保の視点で明記されている。施設においては、中長期経営基本計画を受けた単年度の事業計画に実習生の受け入れ数を示し、昨年度は8ヶ所の学校から十数名の実習生を受け入れている。「児童養護施設実習にあたって」として、実習生向けの留意点を文書化しているが、マニュアルとなる「和光学園実習生受入要領」は、現状に沿った内容の見直しがなされていない。また、各職種のプログラムが作成されているが、ソーシャルワーク実習においては、基本プログラムの内容充実が望まれる。		
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
評価者コメント21 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。 「岩手県社会福祉事業団」のホームページ・「児童養護施設和光学園」のホームページに、法人の理念、施設の基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が公開されている。施設のパンフレットを作成し、施設の目的・運営方法、学園での生活が写真を通して知ることができる。「和光通信げんきっ子」には、第三者評価における自己評価の取組状況、苦情解決事業における苦情・相談研修・内容が盛り込まれている。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
評価者コメント22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 施設における、事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任は、施設の会計規則・事務分担表が整備され取り組まれている。施設における事務、経理、取引等についての内部監査は、法人の定めた監事監査に基づいて2~3年程度のスパンで実施し、外部の専門家によるチェックも行われている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
評価者コメント23 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 地域との関わりについては、法人の中長期経営計画に「地域福祉の推進」としての項目が明示されている。施設においては、法人の中長期経営計画を受け、単年度の事業計画の重点事項として「地域福祉の充実に貢献する」と基本的な考え方・内容・計画が示されている。学校の友人が気軽に施設に遊びに来ることが多く、地域の子ども会行事にも参加している。また、施設が地域の子ども会の世話係を担っていることや、隣の警察学校との交流、地域の総合防災訓練などを通して、施設の理解や地域との交流に関する取組が行われている。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
評価者コメント24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。 ボランティア受け入れマニュアル・ボランティア登録票を整備し、ボランティアを受入れている。平成27年度の施設の事業報告では、学習ボランティア等、毎週定期的に受入れている団体や、年に1回の団体等、十数団体に及ぶことが確認できる。また、施設入所の子ども達が、地域の環境整備のボランティア活動にも参加している。単年度計画においては、ボランティア受入れに関する基本姿勢が明文化され、主要なボランティア団体と年間の取組内容が示されている。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
評価者コメント25 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 施設では、社会資源関係表において生活福祉以外の幅広い各分野の関係機関や問合せ先が分かるように整備されている。関係機関・団体と定期的な連絡会等の取組は、措置機関である児童相談所ごとの定期的な業務連絡会、入所児童が在籍する学校との定期的な連絡会議が開催されている。退所する児童の支援においては、退所児童の住所地の要保護児童対策地域協議会などを通して、ケースの内容に応じた支援ネットワーク構築の取組が行われている。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a
評価者コメント26 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。 施設の単年度実施計画において、社会資源としての地域提供の項目が挙げられ、施設機能の提供、ライフステージに対応したサービス調整として、地域交流室やグランド、体育館の開放が位置付けられている。具体的な取組の一つとして、地域のお祭りの会場にグランドが提供されている。他にも各種行事等で施設が有する建物や資源を積極的に開放している。ライフステージに対応したサービス調整では、毎年度里親に対する研修や交流を実施し、里親の積極的な育成に取り組まれている。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
評価者コメント27 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。 施設の単年度実施計画において、社会資源としての地域提供の項目が挙げられ、多様な福祉サービス事業の提供として子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)が取り組まれている。地域の福祉ニーズの把握として、各市町村との定期的な意見交流会の企画や園長が地域の町づくり協議会に参加する等の取組が行われている。地域貢献に関わる事業として、子育て支援相談(電話・来園)を実施している。とりわけ、単年度実施計画にも示されているが、社会、地域との関係の維持・促進の項目においては、セーフティネット機能の推進として、施設がシェルター機能を担い、DV等への支援の取組が行われている。		

評価対象III 適切な養育・支援の実施

III-1 子ども本位の養育・支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
評価者コメント28 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内での共通の理解をもつための取組が行われている。事業団経営理念、経営基本方針(行動指針)、職員倫理綱領、職員行動規範、期待する職員像に利用者本位が謳われている。また和光学園職員の心がまえ(行動基準)を設定し、児童養護施設の職員としての基本的姿勢と具体的な行動の指針が8項目(日常生活から地域とのかかわり)定められている。これらの一部が職員室に掲示されている。また、これらに関する研修会を実施し、毎月自己チェックを行い、園長決裁の上、職員会議に報告され、共有化が図られている。子どもたちが暴れたり、けんかをしたりした具体的事例について、職員がどのように対応すべきか検討し、十分な取組となるよう努めている。		
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
評価者コメント29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。 和光学園プライバシーマニュアル、和光学園被措置児童施設内虐待防止に向けたガイドライン、岩手県被措置児童等虐待対応マニュアル、いわてこどもけんりノートが整備されている。和光学園プライバシーマニュアルには、日常の子どもたちへの対応として10項目を具体的に規定、和光学園被措置児童施設内虐待防止へ向けたガイドラインには自己チェック、権利ノート、子どもの意見、施設内暴力防止と発生した場合の外部委員で構成される安全委員会の開催、苦情解決の仕組み、子どもの自治会の推進が規定されている。さらに、岩手県被措置児童等虐待対応マニュアルに示された身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、それに関する研修を実施し、周知徹底が図られている。		
III-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
評価者コメント30 子どもや保護者等が養育・支援を利用するためには必要な情報を積極的に提供しているが十分ではない。 和光学園パンフレット、児童用事業計画、ホームページ等に理念、基本方針、養育・支援の内容、施設の特性等が記載されている。見学希望者や入所予定の児童・保護者に対しては、丁寧な説明を行っている。見学や体験入所、ショートステイ、親子訓練の内容については、機関誌「きのくに」の発行等による情報提供を通して、周知が図られるよう取り組んでいる。児童用事業計画(幼児用、中学生用)については、年齢によっては理解するのが難しい内容のため、今後は、分かりやすく説明した資料を作成するなど、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫が望まれる。		
31	III-1-(2)-② 療育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
評価者コメント31 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っているが十分ではない。 本施設は児童相談所の措置による入所のため、重要事項説明書、契約をかわすことはない。管理運営規定に養育・支援の開始(入所)が規定されている。養育・支援の開始・過程においては、施設入所受入要領、和光学園生活ノートにより説明を行い、子どもや保護者の同意を得たうえで、その内容を書面で残している。説明で使用する資料については、子どもの視点に立った言葉使い、写真、図、絵の使用等でわかりやすくなるような工夫がなされるよう、今後の取組に期待する。		
32	III-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
評価者コメント32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。 児童退所要領には、金銭、私物、健康情報、社会資源SOS、住民票等について記載されている。また退園手続きチェックリストには、時間軸に即して項目が記載されている。退所後の相談担当者と窓口を設置し、退所時の説明と内容を記載した文書がケース記録として保管されている。		
III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
評価者コメント33 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。 利用者満足度調査及び小中学生各代表、児童会長を含んだ構成員による和光学園児童満足度向上委員会は、毎年同じ質問項目で取り組んでいる。今年度もその内容を分析し、公開している。		

III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
評価者コメント34 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが十分に機能していない。 和光学園自立援助ホームステップ苦情解決実施要領に基づき、責任者、受付担当者、第三者委員が設置されている。和光学園生活ノート、パンフレット、ホームページに苦情解決要領が明記されている。苦情の受付や解決を図った記録が適切に保管されている。また、職員会議で情報共有するとともに、内容や解決結果を機関誌等で、子どもや保護者に公表している。今後は、第三者委員への連絡方法や話し合いの手順、福祉サービス運営適正化委員会との連携に関する内容を和光学園ノート、パンフレット、機関紙等に明記することが望まれる。		
35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
評価者コメント35 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。 相談したり、意見を述べたりすることができる旨が和光学園ノートに記載されており、その説明もなされている。苦情相談ボックスの設置により、子どもの意見を取り入れており、これまで、廊下に落書き用黒板の設置や、食事内容の改善等が行われた。また、個別に相談する場合は、会議室や心理室を利用する等、環境に配慮している。		
36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
評価者コメント36 子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。 苦情解決実施要領に基づき、意見箱の設置やアンケート調査を実施している。把握した意見や提案は職員会議で検討し、結果を児童に伝え、生活環境の改善に取り組んでいる。		
III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
評価者コメント37 リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。 事務分担、緊急時対応マニュアル、インシデント、アクシデント、職場研修、リスクマネジメント委員会等が整備され、職員に周知されている。インシデント、アクシデントレポートは様式を定めて記録し、併せて発生要因を分析している。その上で改善、再発防止策を検討し、実施している。設備、遊具の安全、点検、メンテナンスの取組が行われている。防災訓練は近隣の施設(警察学校、消防署、支援学校)と連携して実施しており、定期的な見直し、改善が図られている。		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
評価者コメント38 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。 和光学園事業継続計画(BPC)が定められている。基本方針と事業継続困難(被災・感染症)に備えた体制の構築、初動対応、意思決定、職員対応等が規定されている。その上で、事務分担、事業継続計画等で責任と役割が明示され、管理体制が整備されている。また、看護師を配置し、感染症対応マニュアル(インフルエンザ対応フロー、季節性、新型インフルエンザ対応手順、嘔吐・下痢症状対応フロー、ノロウイルス対応手順)を作成し、職員に周知している。職員研修及びマニュアル等の見直しが定期的に行われており、さらに、保健所、措置機関への報告も行われている。		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	a
評価者コメント39 地震、噴火、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 事業継続計画に即して、防火管理規定、災害時防災マニュアルが整備されている。立地条件を勘案し、地震、火災、風水害、噴火等について定められ、掲示している。連絡体制、対策本部の設置、児童人員確認表、食料・飲料水の備蓄状況(リスト)を備えている。隣の警察学校と連携して総合防災訓練を定期的に実施している。		

III-2 養育・支援の質の確保

III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
評価者コメント40 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。 「和光学園マニュアル」冊子において、起床・就床、食事・おやつ、登校・下校、学習、入浴・シャワー、掃除・洗濯などの各種マニュアルが整備されている。日課に応じた職員の基本業務についても、幼児、学童別に定めて、標準的な業務の手順として明示している。「和光学園マニュアル」を職員全員へ配布し、各職員が日々の業務で確認するほか、会議にも携行し、必要に応じて読み合わせを行う等、標準的な実施方法が職員へ周知されている。職員会議、業務会議を毎月各1回開催し、業務の進捗状況を確認するとともに、業務の改善点があげられた場合は、関係する要領・マニュアル等の更新を適宜実施している。職員は、業務手順表に基づいて業務を実施し、標準的な実施方法とは異なる対応（雨で子どもが濡れて帰ってきたので、急遽、入浴させた等）が発生した場合は、業務日誌に記録して確認する仕組みとしている。		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
評価者コメント41 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。 四半期ごとに業務の進捗状況を確認するほか、年2回の業務見直し等を行っている。各職員から出された改善点により業務の見直しを行い、必要があればマニュアルの見直しも行っている。なお、「和光学園マニュアル」に沿って、個々の子どもへの支援の配慮が「個別支援マニュアル」にまとめられるとともに、自立支援計画にも反映されている。しかし、「和光学園マニュアル」で整備されている各種要領や手順書については、職員会議等で改善が必要とされた場合に見直しを行う仕組みとしており、定期的な見直しの機会や方法が定められていないため、今後は、定期的な検証・見直しの機会の設定が望まれる。		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
評価者コメント42 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。 自立支援計画策定の責任者が配置され、自立支援計画策定等要領、自立支援計画策定対応・アセスメントフローチャート、アセスメントフローチャートによって定められた手順で実施されている。アセスメントシートにより、一人ひとりのニーズを自立支援計画に反映している。関係職員による協議を定期的に実施している。自立支援計画では、本人、保護者の意向、関係機関の意見、協議内容、支援方針、長期、短期目標が設定されている。支援困難ケースについては、児童相談所とのケア会議等を経て支援が行われている。		
43	III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
評価者コメント43 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。 自立支援計画の見直しは、自立支援計画策定等要領、自立支援計画策定対応・アセスメントフローチャートで仕組みが定められている。その評価・見直しは実施できなかった内容（ニーズ）、養育・支援の質の向上に関わる課題として明確にされている。		
III-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
評価者コメント44 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。 自立支援計画は統一様式で作成し、支援内容を支援記録に残している。支援記録は上司が確認し、同時にスーパーバイズが行われている。支援情報等は朝礼時、各種会議で内容を再確認し、情報共有を図っている。担当者会議、チェック表、情報共有化の規程等も整備されている。パソコンソフト「福祉の森」により、児童支援記録、業務日誌、幼児日誌、医務日誌、心理療法記録、個別対応記録、家庭支援記録、一時保護委託記録が管理されており、各職員が確認できるようになっている。また、USBメモリ等の記録媒体についての管理が規定されている。		
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
評価者コメント45 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。 文書取り扱い要領、個人情報保護の基本方針、個人情報保護に関する要領、個人情報保護マニュアル、特定個人上保護取扱規定により、記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。記録管理の責任者が定められ、職員研修が行われている。和光学園生活ノート、いわてこどものけんりノートについて、子どもや保護者等に説明している。		

A-1 子ども本位の養育・支援

A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
評価者コメント1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践しているが、十分ではない。 子どもの最善の利益の確保と自己肯定感を育むため、子どもについての様々な相談が職員間でできる環境が整備されている。子どものみならず職員においてもストレス等を抱え込み過ぎないよう、互いにチェックできる職場環境になっている。また、必要に応じてスーパービジョンを受けられる環境も整えられており、職員一人ひとりが専門性を高められる取組も行っている。一方で、訪問調査における面接では、子どもの最善の利益に関して、特に子どもの安心と安全に気を付けていたことであった。しかし、夜間の体制が人手不足のため、職員1名での対応となっており、幼児が泣いた場合は職員が1人の幼児にかかりきりになる場合がある等、子どもの安心、安全の面で夜間の見守り体制にやや課題がある。今後は、人員を増やす等の対策をとり、より子どもの最善の利益を目指した体制を整えることが望まれる。		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
評価者コメント2 子どもの発達段階に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。 相談センターの担当ワーカーと連携を取りながら、適切な時期に適切な伝え方で、本人に伝えている。伝えた後も、相談センターの担当ワーカーと連携を取りながら子どもに対応している様子がケース記録からも読み取れ、面接で確認することができた。園内の内で完結させず、相談センターの担当ワーカー等、外部との連携を図りながら慎重に検討・対応している。		
A-1-(2) 権利についての説明		第三者評価結果
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
評価者コメント3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。 いわてこどものけんりノートを配布し、子どもたちに説明している。また和光学園生活ノートの説明も定期的に行っており、様々な権利について分かりやすく教える仕組みが整備されている。また、職場研修や職員会議等で子どもの権利に関する研修を実施しており、権利を主張する子どもに対しても丁寧に対応する等、職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重している環境となっている。		
A-1-(3) 他者の尊重		第三者評価結果
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
評価者コメント4 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。 子ども間でトラブルが生じた場合は、基本的には子ども同士で関係を修復できるように支援を行っているが、発達障害や特に配慮が必要な子どもに対しては、部屋を1人部屋に替えるなど、人格を尊重しながら対応している。なお、リレーマラソンやさんざ踊り、ソフトボール大会などへの参加を通じて、子ども同士のみならず、他人や障害に対する偏見を和らげるような取組を行っている。また、これらの行事により、様々な年齢層の地域住民と触れ合う機会が提供されている。		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		第三者評価結果
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
評価者コメント5 体罰を行わないよう徹底している。 子どもに対して、声を荒げる、やや強引に起床させる等の対応をとった場合、職員間で連絡、報告し、対応のフィードバックを行っている。また、子どもからも一对一で聞き取りを行う機会を設け、いかなる場合においても体罰を行わないように、またあった場合は把握できるような仕組みを整備している。さらに、職員自身のストレスも、体罰等の不適切な対応につながりかねないため、職員間で声をかけ合う等、配慮している。これらの環境・取組から過去2~3年の間に深刻な体罰と捉えられる事案は発生していない。		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
評価者コメント6 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 職員は、就業規則や職員会議により、不適切な関わりの防止に努めている。子どもに対しては、いわてこどものけんりノート等から、自分自身を守るために知識、具体的方法について周知している。さらに、年が若い職員と高年齢異性児との関わりを制限するなど、配置や担当の見直し等、不適切な関わりの防止・早期発見に取り組める職員体制を構築している。		

A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
評価者コメント7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、対応しているが、十分ではない。 虐待防止要綱を整備したり、いわて子どものけんりノートを配布・説明する等、被措置児童等虐待の届出・通告ができる環境を整備しているが、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されていない。今後は、意見箱を人目に触れにくい場所に設置する等、より届出や通告をしやすい環境を整えることが望まれる。		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
評価者コメント8 子どもの思想や信教の自由が保障されている。 子どものけんりノートを説明するとともに、子どもたちに配布し、思想や信教の自由を保障している。特定の宗教を信仰している子どもは、ここ最近はない。岩手県社会福祉事業団は、宗教の理念を施設の理念として運営しておらず、子どもや保護者等の信教の自由は保障されている。		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
評価者コメント9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。 乳児院からの入所児童が多いが、ならし保育など、新しい環境にスムーズに適応できるような仕組みが整備されている。また、保護者に対しては、可能な限り定期的な面会の機会や、施設内の離れに宿泊できる環境が提供されている。これらの取組は、いずれも子どもの意向を尊重しながら行う仕組みが整えられている。		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
評価者コメント10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 児童会や各種委員会を通して、子どもたち自らが生活における問題や課題について検討し、改善する機会を確保している。また、施設内の様々な取り決めは、子どもたちの意見が反映され、策定されている。さらに、子どもたちの要望が実施困難な場合、十分な説明をする機会を設けている。		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
評価者コメント11 日々の暮らしや余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。 自立へ向け、新しい体験や自己肯定感を高め、世界を広げるような活動として、リレーマラソンやさんさ踊りなど、発達過程に応じた様々な活動を行っている。これらの活動には自発的な参加を促すような支援を行っている。また、子どもの趣味や興味、生活文化にあった生活になるように、子どもの意見を反映させ、適宜改善している。		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
評価者コメント12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援しているが、十分ではない。 小遣い帳や通帳を使って、限られたお金で計画的に使用する金銭の自己管理ができるよう支援している。個人差はあるが、十分な経済観念を身につけられるよう、すべての子どもに対し支援を行っている。経済観念の確立に向けて、子どもの発達過程に応じて、小遣いの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための支援を行っている。大倉制といふことも有り困難な場合もあるが、今後はより一人ひとりに対応した丁寧な支援のあり方を検討し、すべての子どもが十分な経済観念を身につけられるよう支援を行っていくことが望まれる。		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
評価者コメント13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っている。 職員間で、支援記録等により子どもの家庭状況を日常的に共有している。家庭復帰に関しては、家庭支援専門員と相談センター等の関係機関が協議の上対応しており、和光学園として、家庭復帰にあたっての体制が整備されている。また、和光学園と関係機関の役割を明確にしていることが記録等から確認できる。		

A⑯	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
評価者コメント14 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長を積極的に利用して継続して支援している。 高校中退の子どもについて措置継続を行い、自立に向けた支援を行い就職させている。また高校卒業後の家庭復帰がスマーズにいくように相談センターと連携を取りながら、支援を行っている。個々のニーズに応じて、自立の目標に向けた養育がなされていることが支援記録等から確認でき、相談センター等の関係機関との連携をとりながら進められる環境が整備されている。		
A⑰	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
評価者コメント15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分ではない。 退園後も施設に相談できる窓口があり、支援をしていくことを伝えてはいるが、施設から積極的にすべての退園児と連絡をとっているわけではない。行事等で退園児の参加を呼び掛けているが、退園児同士の人間関係もあり、すべての退園児が集まれる機会や、退園児と職員、入所している子どもたちが交流する機会を十分に確保できていない。また、正規職員には転勤があるため、退園児との継続的な関わりという点で困難がある。和光学園は、同法人の他の施設と比べ、正規職員の在籍年数を長くするなどの工夫もされているが、和光学園から退園児へ定期的に連絡を取る、または面会する等、積極的な退園児の支援に取り組むことが望まれる。		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出す感情や言動をしっかり受け止めている。	b
評価者コメント16 子どもを理解し、子どもが表出す感情や言動をしっかり受け止めようとしているが、十分ではない。 支援記録や子どもたちの様子等の情報は共有されており、職員ごとに子どもたちとの信頼関係が見受けられる。しかし、訪問調査における面接では、子どもがよく読んでいる週刊マンガ本を把握していない等、担当以外の子どもの状況を十分に把握するには至っていない様子もみられた。担当以外の子どもたちとの関わり方を再度検討し、すべての子どもが表出す感情や言動を、すべての職員がしっかりと受け止められるよう、今後の取組に期待したい。		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
評価者コメント17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援しているが、十分ではない。 児童日誌や支援記録等を通して子ども一人ひとりの基本的欲求をおおむね把握しており、高齢児の日課は子どもの意思を尊重した柔軟なものになっているが、変則勤務や職員の転勤もあり、十分ではない。特に夜間は、職員1名で子どもたちに対応しており、児童が泣いた場合は職員がかかりきりになる場合が多く、夜目覚めた時大人の存在を感じられるなどの安心感への配慮が不足しているため、アルバイト等で夜間の人員を増やす等の検討が望まれる。		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
評価者コメント18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。 職員は子ども自身が行うよう見守ったり、必要以上の指示や制止をしていない。また夕刻の忙しい時間に以前より一人多く職員を配置するなど、子どもの見守りのために職員配置を工夫し、子どもの状態を十分に掌握し、一人ひとりに適切な援助ができるように努力・工夫をしている。		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
評価者コメント19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。 児童保育計画をはじめ、子ども一人ひとりの発達の違いに合わせた支援を計画・実施している。また、リレーマラソンやさんさ踊りなどの行事への参加、学生ボランティアサークルとの交流など、地域にある社会資源を積極的に活用している。これらの社会資源の活用を通じて、子どもの発達に応じた学びや遊びの場を提供・保障している。なお、幼稚園をはじめとした、子どもが通う各種学校等と連携できる仕組みが整っている。		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
評価者コメント20 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。 和光学園生活ノート等を通して施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解できるように子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援を行っているが、大倉制ということもあり、子ども一人ひとりに対応した基本的生活習慣の指導・確立までは至っていない。また、施設内において、電池切れで止まっている時計がある、体育館ではボールが高いところの壁に挟まったままになっている等、「秩序ある生活」とは言えないため、早急な改善が望まれる。		

A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A②①	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
評価者コメント21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。 平成27年度に行った給食アンケート調査結果をもとに、適温食の提供への改善を図ることとし、今年度から温蔵庫、冷蔵庫、電子レンジを使ったカフェテリア形式を採用し、生活時間帯が異なる子どもたちにあたたかい物は温かく、冷たい物も冷やした状態での提供ができるようになった。全体で食事をとれるような大きな食堂で、清潔感のある環境、子どもの成長に合わせて使用できる手洗い台なども整備している。また、外部での食事を楽しむ機会として、外食体験や、帰省できない子どもと外食の機会を設けるなど様々工夫し、食生活を楽しめるよう取り組んでいる。		
A②②	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
評価者コメント22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。 給食は、子どもの発育段階に応じた栄養摂取量を2段階に設定して献立を作成し、提供している。日々の残食は、各担当職員が個々の子どもの摂食、残食の状態を給食に関する管理日誌に記入し把握している。また、入所時のアレルギー調査はもちろん、嗜好アンケート調査を実施し、これに基づき献立作成、食事提供に活かすようにしている。		
A②③	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
評価者コメント23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。 主に小学校4~6年生を対象に、食堂のミニキッチンや別棟の宿泊棟「のぞみホーム」を利用した調理体験を実施している。食材の買い出しから子どもたちと一緒に計画を立て、調理に参加し、食事やおやつ作りを体験できる取組内容となっている。なお、小規模グループケアの青山ホームでは、日々の中での調理にも参加する機会を設けている。 給食の調理は業者委託であるが、バイキング食や郷土料理の提供、そば打ちの実演などの機会を設けるほか、市内のホテルで「マナー教室」を開催し、実体験で食事マナーを学ぶ機会も設けている。		
A-2-(3) 衣生活		第三者評価結果
A②④	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
評価者コメント24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。 衣類の洗濯は中学生からは洗濯機を使用して自分で行うこととしており、日々の衣類の整理から、衣習慣の獲得につながるよう指導に努めている。なお、小規模グループケアにおいては小学生から取り組んでいる。 TPOに応じた服装については、諸行事などの参加時の正装は制服としている他、季節や場面に応じた服装を心掛けるよう働きかけている。特に女子については、服装や化粧についての興味、関心が高いが薄着や露出が高い服装になりすぎないよう声掛けするなど注意を促している。衣類の購入については、幼児は職員が選ぶが、小学生からは担当職員と一緒に出掛け購入している。		
A-2-(4) 住生活		第三者評価結果
A②⑤	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
評価者コメント25 居室等施設全体がきれいに整美されているが、十分ではない。 玄関、庭等には花が飾られており、地域との交流を兼ねて、花植えしたプランターを近隣の郵便局や病院に置かせていただき、子どもたちが手入れにも携わっている。館内のトイレ、洗面所等は清潔に保たれている。玩具等について、個々の所有物は個別の収納ボックスへ片付けること、絵本等の共有物は、使った子どもが元の場所へ片付けられるような習慣づけを支援している。小学生は登校前、中高生は各自が自主的に整理整頓のチェックを毎月1回実施している。設備等の破損箇所については、可能な限り迅速な修繕を心がけているが、対応の見通しが立っていない破損箇所もあるため、今後対応が望まれる。		
A②⑥	A-2-(4)-② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
評価者コメント26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしているが、十分ではない。 年少児の居室の近くに宿直職員がいるよう環境設定している。高校生は基本的に個室としている他、個々の子どもの特性などに応じて個室の使用ができるように配慮している。部屋割りについては、新たに入園した子どもは、大きい子どもの場合は個室から生活をはじめ、その子どもの特性を見ながら、他の子どもとの相性なども勘案しつつ、必ず本人の意見も聴き取りしながら部屋割りを行うこととしている。 なお、相部屋についてはパーテーションやハンガーラック設置の要望があげられており、今後は、相部屋であっても個人の空間を確保できるような取組の工夫が期待される。		

A-2-(5) 健康と安全		第三者評価結果
A(27)	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	a
評価者コメント27 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。 幼児、小学生低学年は排泄記録表を用意し、健康状態の把握に努めている他、入浴は1日おきに設定し、シャワー浴は随時できるようにしている(子どもたち自身でシャワーを使用する際の水道代を計算して経費がかかることも実感してもらっている)。体調不良時は個浴の使用している。理美容については、中高生は2ヶ月に1回、幼児小学生は随時行い、その際は保護者の意向も確認している。園内の危険箇所のチェックはリスク調査担当を定め、毎月調査を実施し、危険箇所は早急な修繕に努めている。交通安全は日々の声掛け、指導とともに小学生を対象として警察署から講師を招き交通安全教室を実施。中高生には自転車の安全運転等指導の機会も設けている。		
評価者コメント28 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。 園での健康診断実施の他、隣接する病院の小児科医師を嘱託医として依頼したり、整形、耳鼻科、眼科等近隣の開業医への受診など協力体制ができている。その他岩手県立療育センターやみちのく療育園、市内の小児精神科などの受診については岩手県福祉総合相談センター等とも相談しながら受診、治療に努めている。疾患、障がいのため受診、服薬が必要な子どもに対しては、服薬しなければならない理由を医師や園の看護師からも説明している。日々の服薬管理、チェックについては、食事の際に「服薬カード・チェック表」を用意し、個々の子どもが確実に服薬できたかチェックするとともに、誤薬防止に努め、複数の職員がチェックする仕組みができている。万が一飲み忘れがあった際は、学校へ直ちに届ける等の対応も取っている。		
A-2-(6) 性に関する教育		第三者評価結果
A(29)	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
評価者コメント29 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。 性別、学年別に性に関する教育機会を設定し実施している。外部講師として小学生対象の「いのちのはなし」キャラバンによる講習、中高生向けの「デートDV講座」など、対象となる子どもに応じた内容を設定するよう、平成27年度の業務改善とともに標準化して実施することとして取り組んでいる。		
A-2-(7) 自己領域の確保		第三者評価結果
A(30)	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
評価者コメント30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。 日用品は個々の所有とし、記名やマークなどを活用しわかりやすい工夫を取り入れている。個々の所有するものは自分の机、または施錠可能な個別のロッカーにしまう他、ゲーム機等については職員が預かるようにしている。おもちゃや本については個別のものは収納するケースを使用し片付ける等、日々の支援を通して習慣づけられるよう働きかけている。		
A(31)	A-2-(7)-② 成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
評価者コメント31 成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。 個々のアルバムを用意し、子どもと一緒に写真を整理することで、自分の成長記録が見られるよう配慮している。アルバムは自分で管理したい子どもは自己管理、その他は職員が管理している。		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果
A(32)	A-2-(8)-① 子どもが暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
評価者コメント32 子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。 設置要綱、委員会実施要領に基づき安全委員会を設置、毎月1回開催し、子どもの安全や暴力、不適応行動への対応を図るよう努めている。委員として小学校、中学校の教員、民生委員、町内会役員、県総合相談センター児童女性部が参画し、子どもへの適切な対応が行われるよう助言、意見をいただくよう取り組んでいる。また、担当職員等が個別に「調査票」により聞き取り調査を行っている。今年度、「特別日課」を課せられたケースが1件あり、個別対応の別室での生活とする、共有スペース使用の制限をする等の対応を取っている。		

A(33)	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
評価者コメント33 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 「いわてこどものけんりノート」、「和光学園生活ノート」を入園時に渡し説明する他、毎年度初めに全員で確認する機会を設けている。同ノートは個々に所有、保管している子どももいるが、職員が預かっている子どももいるため、今後は、日々の生活の中で振り返りができるよう、常に子ども自身が読み返したり確認し合えるよう配慮がなされるよう期待したい。日常生活において、他との関係性に諸課題がある子どもについては、施設だけでなく児童相談所と相談、連携し個別援助に努めている他、第三者を含めた安全委員会において検討し対応を図っている。また、問題発生予防のため、職員の配置、勤務形態などについても随時検討し変更するなど対応している。		
A(34)	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a
評価者コメント34 保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で子どもの安全が確保されるように努めている。 最近の強引な引き取り事例はないが、強引な引き取りや不審侵入者から子どもを安全に誘導する対応をマニュアル化し、具体的対応について職員に周知している。また、運営協議会等で警察との連携について確認している。 「児童への面会、外出、帰省、電話などの制限及び注意事項について」を個別のリストとして年度初めに作成して職員に周知徹底している。		
A-2-(9) 心理的ケア	第三者評価結果	
A(35)	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
評価者コメント35 心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。 臨床心理士資格所有者を配置し、個別の心理的支援を行える部屋で、個別に時間を設定し取り組んでいる。なお、臨床心理士が通常の生活支援も兼ねているが、今後は専門職としての業務に専念できる体制づくりの検討が望まれる。 心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき施設全体の取組として組み込み、心理的支援を行っている。心理専門職が児童心理や障がいに関する専門研修に参加する他、施設内でも愛着障害に関する基礎研修を実施し、職員全員で心理的支援が必要な子どもに対する支援の向上に努めている。スーパービジョンを受ける機会として、事例によっては、児童相談所、県立療育センター等の専門職への相談や支援会議参加を得ながら、個別の支援についての助言を受けるよう取り組んでいる。		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等	第三者評価結果	
A(36)	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
評価者コメント36 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。 学習室は、小学生、中高生が使用する時間帯をそれぞれ設定している。学習時間には園の学習支援員がドリル学習や個別学習の指導に対応している。 また、退職教員等の学習ボランティア数名がそれぞれ週1回程度、子どもの学習を支援している。その他、個別に家庭教師(ボランティア)によるマンツーマン指導を受けたり、近隣の学習塾(そろばん、英会話)を利用したり、教員がピアノ指導を行う等、それぞれのニーズに応じている。 特別支援学級に通学する子どもについては、学校との連携を図りながら通学支援を行っている。		
A(37)	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
評価者コメント37 子どもが進路の自己決定をできるように支援している。 進路の選択に関して、子どもと十分に話し合い、自立支援計画にも盛り込み、学校、児童相談所、医療機関、福祉関係機関等と協議しながら進路の選択と退所への支援に取り組んでいる。高校中退のケースがあり、就労支援の結果県外就職したが、退職により学園に再入園したため、その後、就労体験の機会を設けたり、医療機関の受診等、継続的な支援に取り組んでいる。高校卒業に向けて奨学金制度の利用のための情報提供とともに、申請手続き等の支援を行っている。		
A(38)	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
評価者コメント38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。 就職に向けた資格取得の一例として、自動車運転免許取得の支援を行っている。その他、履歴書作成や面接対策としての助言等、就労準備の支援に取り組んでいる。学業を頑張れる子どもでなければ、なかなか就労にもつながりにくい傾向があるが、最近では就労に至ったケースはない。		

A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		第三者評価結果
A⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
評価者コメント39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 児童指導員のうち1名を家庭支援専門員として配置している。措置解除による退所予定の子どもの家庭での受け入れに向け、家族との段階的な交流を図るために外泊機会を設定したり、関係づくりのために連絡ノートを活用し、家庭とのやり取りを細やかにするよう努めている。また、別棟の「のぞみホーム」を利用し、親子での生活訓練の機会を提供している。(平成27年度の利用は3ケース、計4回)		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		第三者評価結果
A⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
評価者コメント40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいるが、十分ではない。 自立支援計画の中に、対象の子どもの支援方針、目標、支援内容・方法を明記している。一時帰宅や家庭訪問等を通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上に働きかけるとともに、家族自体が課題を抱えているケースについては、児童相談所等と連携を図り、家族支援に取り組んでいる。しかし、退所後の生活の問題等、支援が必要なケースについては、来所等による相談対応や園内での情報共有に努めているが、アフターケアとしての個別的・継続的な支援については、地域の行政、福祉、医療機関との連携が十分ではない。そのため、退所前から地域の社会資源と協働しながら、退所後の生活支援の受け皿や支援者を確保するよう、今後の取組の課題として展開されることを期待する。		
A-2-(13) スーパービジョン体制		第三者評価結果
A⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
評価者コメント41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に積極的に取り組んでいる。 主任保育士を基幹的職員として配置し、主任者研修等に参加している。日常の子どもの生活支援場面や支援計画作成、個別支援の検討会議等の場面でスーパーバイズに努めている。法人内での異動に伴い、他の種別の福祉施設から転勤し着任した新任職員や、新卒職員が着任することが多いため、園長による職員の個別面談を年2回設定する他、基幹的職員が個別に相談を受けて助言を行っている。また、上司にも報告・相談し、個のレベルでの問題としないよう取り組むとともに、経験のある中堅職員も経験の浅い職員へのアドバイスに努めるよう取り組んでいる。		